

青森県報

第二千百十四号

平成十四年十二月十八日(水曜日)

青森県知事 木村 守 男

目次

規則

青森県財務規則の一部を改正する規則……………(経理課) ……一

告示

生活保護法による施術者の指定……………(健康福祉課) ……二

保安林の指定……………(林政課) ……二

青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………(経理課) ……二

証紙売りさばき人の住所及び売りさばき場所の変更……………(同) ……二

公告

大規模小売店舗の新設に関する届出……………(経営振興課) ……三

開発行為に関する工事の完了……………(建築住宅課) ……四

出先機関

道路の位置の指定……………(十和田県土整備事務所) ……四

規則

青森県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年十二月十八日

青森県規則第七十九号

青森県財務規則の一部を改正する規則

青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号)の一部を次のように改正する。

第三十九条第三項第二号中「総合運動公園」の下に「新総合運動公園」を加える。

第九十一条第十二号中「口座振込手数料」の下に「その他これに類する経費」を加える。

第三百十条第七号中「製造の」を「製造その他についての」に改める。

第七十条第二項中「別表第二第四号」の下に「及び第五号」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

第八十四条第二項に次のただし書を加える。

ただし、青森県立保健大学における奨学を目的とする寄附金を原資として交付された現金(以下「奨学交付金」という。)の払出しについては、この限りでない。
第八十五条中「即日返還するもの」の下に「及び奨学交付金」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第三十九条第三項第二号及び第七十条第二項の改正規定は、青森県都市公園条例の一部を改正する条例(平成十四年三月青森県条例第三十四号)の施行の日から施行する。

告示

青森県告示第六百四十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十四年十二月十八日

青森県知事 木 村 守 男

氏 名	住 所	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
東村昭	西津軽郡鰺ヶ沢町大字長平町字甲音羽山五六の二	あきら整骨院	西津軽郡鰺ヶ沢町大字長平町字甲音羽山五六の二	平成 一四・一〇・三

青森県告示第六百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のとおり森林を保安林として指定するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十四年十二月十八日

青森県知事 木 村 守 男

一 保安林の所在場所

北津軽郡市浦村大字相内字実取四四八の一、四四八の二、四四九、四五一、四五

二

二 保安林指定の目的

風害の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び市浦村役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第六百五十一号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正する。

平成十四年十二月十八日

青森県知事 木 村 守 男

第一号の表中「一 弘前駅前支店 一 弘前市大字大町三丁目」を

「一 弘前駅前支店 一 弘前市大字駅前」に改める。

青森県告示第六百五十二号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の住所及び売りさばき場所について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成十四年十二月十八日

青森県知事 木 村 守 男

一 売りさばき人の住所及び名称

青森市原別八丁目二の一

株式会社青森東部自動車学校

二 変更内容

1 変更前の住所及び売りさばき場所

青森市大字原別字難波八

2 変更後の住所及び売りさばき場所

青森市原別八丁目二の一

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十四年十二月十八日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
弘前市城東第五地区土地区画整理地区内六一街区一画地外
弘前市城東タウンプラザ
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
北海道リーシングシステム株式会社
北海道札幌市中央区大通西六丁目一〇の一
代表取締役社長 堀澤勝己
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
1 ホーマック株式会社
北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目一の一
代表取締役社長 前田勝敏
- 2 株式会社ユニバース
八戸市大字長苗代字前田八三の一
代表取締役 三浦紘一
- 3 株式会社ヤマダ電機
群馬県前橋市日吉町四丁目四〇の一
代表取締役社長 山田昇
- 四 大規模小売店舗の新設をする日
平成十五年八月十日
- 五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
一一、三二七平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- 1 駐車場の位置及び収容台数
七八〇台（位置は、届出書添付図面のとおり）
- 2 駐車場の位置及び収容台数
二五〇台（位置は、届出書添付図面のとおり）
- 3 荷さばき施設の位置及び面積
八七一平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）
- 4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
一三五立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）
- 七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - (一) ホーマック株式会社
開店時刻 午前七時
閉店時刻 午後九時
 - (二) 株式会社ユニバース
開店時刻 午前九時
閉店時刻 午後九時
 - (三) 株式会社ヤマダ電機
開店時刻 午前九時
閉店時刻 午後九時
 - 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前六時三十分から午後九時三十分まで
 - 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
五か所（位置は、届出書添付図面のとおり）
 - 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後九時まで
- 八 届出年月日
平成十四年十二月九日
- 九 届出書及び添付書類の縦覧
1 場所
青森県商工観光労働部経営振興課及び弘前市役所
- 2 期間

平成十四年十二月十八日から平成十五年四月十八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十五年四月十八日

2 提出先

青森県商工観光労働部経営振興課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

発行行為に関する工事の完了

次のとおり発行行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十四年十二月十八日

青森県知事 木 村 守 男

開発区域(工区)に含まれる地域の名称	三沢市栄町三丁目一四〇の七五二、一四〇の八六六及び一四〇の八七三から一四〇の八八二まで
開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)	三沢市栄町三丁目一四〇の八六三 三沢大成土地株式会社
	三沢市岡三沢四丁目一一九の一 山本安太郎
黒石市大字中川字花岡五一及び五四の	弘前市大字堅田五丁目一一の一

株式会社マルエス総業

中津軽郡岩木町大字熊嶋字豊田二六五の一

青森市港町一丁目一九の四
サンクス青森株式会社

南津軽郡尾上町大字蒲田字玉田二二の八
南津軽郡尾上町大字蒲田字玉田二二の八
菊池真由美
菊池勇一

五所川原市大字吹畑字皆瀬一〇の一及び一〇の八から一〇の一四まで
五所川原市字旭町四五の一
旭宅建有限公司

出 先 機 関

十和田県土整備事務所告示第二十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則(昭和三十六年二月青森県規則第二十号)第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、十和田県土整備事務所及び三沢市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十四年十二月十八日

十和田県土整備事務所長 上 原 佳 三

位 置	三沢市栄町三丁目一四〇の八八七	延 長	六〇・三九メートル	幅 員	六・二〇メートル	指 定 年 月 日	平成 一四・一三・一六
-----	-----------------	-----	-----------	-----	----------	-----------	----------------

発行所・発行人	青森市長島二丁目一番一号 青 森 県	印刷所・販売人	青森市古川二丁目一七番五号 東 興 印 刷 株 式 会 社
---------	-----------------------	---------	----------------------------------

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭